



その他の情報

福祉タクシー券を交付します

福祉課 ☎ 66・1106

4月1日～平成22年3月31日まで利用できる福祉タクシー料金助成利用券を交付します。該当される方は手続きをしてください。なお、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方には交付できません。

とき 3月30日(月)～
ところ 福祉課

持参するもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑

対象者 自動車税・軽自動車税の減免を受けていない、次の条件に該当する方。

○身体障がい者
・下肢・体幹・視覚障害…1～3級
・内部障害…1・3級

※重複障害の場合はそれぞれの部位別の等級で判定します。

○知的障がい者…A・B判定
○精神障がい者…1・2級

手当を振り込みます

福祉課 ☎ 66・1106

市障害者扶助料の4月期支払分(12月～3月分)を4月20日(月)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

児童扶養手当を振り込みます

児童課 ☎ 66・1108

児童扶養手当の4月期支払分(12月～3月分)を4月10日(金)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

母子家庭高等技能訓練促進費の支給期間延長について

児童課 ☎ 66・1108

高等技能訓練促進費の支給期間が「修業期間の最後の1/3期間(上限12カ月)」から「修業期間後半1/2期間(上限18カ月)」に延長しました。

平成19年4月以降の入学者の方は早めに申し出てください。

詳しい内容については児童課へ。

春の交通安全市民運動 4月6日～15日

安全安心課 ☎ 66・1156

新年度を迎えたこの時期は、不慣れた環境の中で、新たな交通行動に参加するとともに、気候が良くなり、外出する機会が増えるため、交通事故の発生が心配されます。皆さん、交通事故にあわないよう、気をつけましょう。

重点目標

○子どもや高齢者を交通事故から守ろう

○すべての座席のシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

○自転車の安全利用を進めよう

○飲酒運転を根絶しよう

献血を実施します

保健センター ☎ 67・1151

とき 4月30日(木)
午前10時～正午
午後1時～4時

ところ 市役所1階ロビー
その他 受付時に本人確認を行います。運転免許証・保険証・パスポートなどをこ

用意ください。

「はぐみんカード」が、岐阜県・三重県でも利用できます

児童課 ☎ 66・1107

市では、子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくりを目指して「子育て家庭優待事業」を行っています。

この事業は、「はぐみんカード」を協賛店舗などに提示すれば、商品の割引や特典などのサービスが受けられるものです。

の方に、児童課でお渡ししています。



愛知県の協賛店舗ステッカー



三重県の協賛店舗ステッカー



岐阜県の協賛店舗ステッカー

◆事業者の方へ

この事業に協賛していただけの店舗などを募集しています。申込書は、児童課にあります。(市のホームページからもダウンロードできます。)

今まで、この「はぐみんカード」は、愛知県内の協賛店舗のみ利用可能でしたが、4月から、岐阜県や三重県の協賛店舗でも利用できるようになりました。(協賛店舗には、下記のステッカーが貼ってあります。)